

## 鳥取県選挙管理委員会告示第72号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第66条第1項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日 時 平成19年7月12日 午後6時
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室